

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 号 時 分
--------	---------------------	------------

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和6年8月26日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 川合ともゆき

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備 考
1	<p>香流苑跡地について</p> <p>(1) あの広さをどう考えているのか。</p> <p>(2) 市は市民や議会に対し、産業廃棄物の建築ガラが出てきた等想定外のことが起きたと説明をするが、建築物ができた年代を考えればこのようなことは容易に想像できたと思われる。なぜ適切なボウリング調査を行う等慎重に計画を立てなかったのか。</p> <p>(3) 売却によって得られる収益をもって、取り崩した基金の穴埋めにあてようとすることは適切な対応なのか。</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された。香流苑周辺は人口が密集しており、いざ本市で大地震が発生した際に市民が避難できる場所にしないか。</p>	
2	<p>古民家移築事業について</p> <p>市長は個人のSNSにおいて、今議会に長久手市部設置条例の改正案を提出することで「私はようやくスタートラインに立てる気持ちです。」と投稿している。市長は3期12年の市議会議員を経て市長に就任したので、これまでの経緯は市議会議員として把握していたと思われる。意見交換会に真摯な気持ちで参加した市民に対し、どのように考えているか。</p>	